

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十四号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県手数料条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「奈良県手数料条例」を「条例」に改める。

第四条の見出し及び同条中「百四十七の七の項」を「百四十七の十一の項」に改め、同条第一号中「又は介護予防訪問介護」を削り、同条第六号中「又は介護予防通所介護」を削る。

第五条の見出し及び同条中「百四十七の八の項」を「百四十七の十二の項」に改め、同条第一号中「又は介護予防訪問介護」を削り、同条第六号中「又は介護予防通所介護」を削る。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。